18　第十六項の規定は、法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき前項に規定する政令で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものについて準用する。

19　法第二十六条第二項第九号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

20　法第二十六条第二項第九号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

21　法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体は、次に掲げる外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体とする。

一　法第二十六条第二項第十号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有している法人

二　前号に規定する直接保有法人等を被支配会社等とする法人その他の団体（同号に掲げる法人を除く。）

22　法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる個人又は法人とする。

一　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（法人その他の団体（同条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

二　前号に規定する行使をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる個人又は法人

三　前号に掲げる者（法人に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

四　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の配偶者

五　前号に規定する行使をしたものの直系血族

六　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものに限る。）に係る国又は地域の政府機関、公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は構成員

23　法第二十六条第二項第十号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

24　法第二十六条第二項第十号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

第三条第一項中「とする」を「（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）とする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　相続又は遺贈により行われる法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号、第五号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第十四号に掲げる行為

第三条第一項第二号中「もの」の下に「及び技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に該当するもの」を加え、同項第四号中「の所有等株式等（」を「が所有し、若しくは出資し、又は保有する所有等株式等（自己が」に、「非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（前条第十六項第四号イ」を「自己が非上場会社に出資する金額又は自己が直接に保有する非上場会社の議決権及び自己が行う議決権代理行使受任（前条第二十五項第四号イ」に、「。以下この号において」を「。以下」に、「前条第十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等の」を「非居住者等が所有し、若しくは出資し、又は保有する」に改め、同項第五号中「又は併合」を「若しくは併合」に、「前条第十七項」を「前条第二十六項」に、「同条第十六項第三号イ」を「同条第二十五項第三号イ」に改め、同項第六号中「若しくは第八号」を「から第十号まで」に、「前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号」を「前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号まで」に改め、同項第七号中「組合員」を「組合員（特定組合類似団体にあつては、その構成員。第四条第一項第三号において同じ。）」に、「若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号」を「、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号まで」に改め、同項第八号中「場合を」を「場合におけるものを」に改め、同項第十二号を同項第二十号とし、同項第十一号中「前条第十九項第一号」を「前条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「前条第十二項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の七号を加える。

十三　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当するものを除く。）

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）及び当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は当該間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ロ及びハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

ロ　間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満であるもの

ハ　間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

十四　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る直接保有法人等が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ非上場会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合における当該行為

十五　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為であつて、同号に規定する取得をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該取得をしたものを前条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの